

MARINE SAFETY ADVISORY NO. 05– 21J

To: Owners/Operators, Masters, Nautical Inspectors, Recognized Organizations

Subject: TEMPORARY ALTERNATIVE INSPECTION PROTOCOLS DURING COVID-19 PANDEMIC RESPONSE AND RECOVERY

Date: 27 April 2021

本船舶安全通知書は 2020 年 4 月策定の暫定代替検査手順 (TAIP: Temporary Alternative Inspection Protocol) を (収束への見通しが立たない) COVID-19 禍中、(本来の) 検査要求に合わせる為に (その) 適用を延長。2020 年 4 月 16 日発行の同タイトル MSA No. 17-20J (暫定適用期間: 本年 6 月 30 日まで) を廃版とします。

1.0 背景

- 1.1 暫定代替検査手順 (TAIP: Temporary Alternative Inspection Protocol) は COVID-19 感染予防の為、弊局検査官が船上立会検査を行えない場合について、マーシャルアイランド海事規則 MI-108/§5.34、及び同船舶安全通告 MN No. 5-034-1 規定を満たすために策定されたものです。
- 1.2 この暫定代替検査手順は、国際条約適用外の船舶、及び遠隔操作、オフショア、或いは検査官派遣が困難な内紛争地帯などで運航される船舶に適用される弊局発行船舶安全通告 MN No. 5-034-2 とは別個のものです。
- 1.3 COVID-19 関連の検査要領を含む追加情報は、弊局 URL: <https://www.register-iri.com/covid-19/> COVID-19 専用サイトをご参照下さい。

2.0 適用

- 2.1 弊局発行、海事規則 MI108/§5.34 で検査を要求される全ての弊旗国船は、この暫定代替検査手順 (TAIP) の対象となります。

3.0 船主及び運航者の手順

- 3.1 (弊局) 自動配信の「受検期限通知」受領後、弊局最寄り事務所へ本船の寄港予定及び (通知書で) 要求される追加情報をお知らせください。
- 3.2 COVID-19 感染予防の観点から検査官による (現場) 検査が難しい場合、該当地域フリート運航管理者は本船、及び会社の経歴を調査後、検査の延期又は日程変更、或いは乗組員参加による遠隔検査を含む暫定代替検査手順 (TAIP) を採用する事ができます。
- 3.3 リモートによる検査が問題なく完了した場合、(この検査) は弊局安全検査 (Safety Inspection) を最長 6 か月間満たすものとします。

MSA No. 05-21J

4.0 暫定代替検査手順選択肢

4.1 年次安全検査 (AIS)

- .1 COVID-19感染予防に関連した事情による場合、以下の条件を満たせば弊局検査期限を数か月延長することが出来る:
 - (a) 弊局及びPSC検査結果に問題がない;
 - (b) (前回検査から)12か月目の検査に当たる検査。
- .2 検査の延長期間は最長3か月。
- .3 (この延長については)弊局検査予定データベースに記載し必要に応じて予定調整を行う。
- .4 上記以外の船舶に関しては、(期限までに)遠隔検査による(検査)完了を求める。
- .5 遠隔旗国検査適用となる船舶は、弊局より本船に係る書類、船舶備品の保守、及び乗組員の非常時の対応についての質問状送付と共に通知します:
 - (a) 船長及び機関長は入港前にこの質問状に答え、(弊局)検査スケジュール担当へ提出。
 - (b) 以下の弊局発行書式「地域重要事項確認表」を要求適合確認に使用できます:
 - (i) MSD 340, 米国港湾寄港船の為の重要事項確認表;
 - (ii) MSD 340AC, 豪州・中国港湾寄港船の為の重要事項確認表;
 - (iii) MSD 252, 運航安全検査報告書
 - (c) 船長は(機器)作動、(訓練)実施が完了した旨を示す以下のエビデンス提出を求められます:
 - (i) 写真
 - (ii) ログブック記載事項のコピー
 - (iii) 保守・点検記録簿
 - (iv) その他(検査確認に)必要な情報
- .6 本船停泊中の訪船に替えて弊局検査官はDPA、船長、或いは機関長に電話、又は他の(事前)同意済みの通信方法で(連絡を取り)(本船乗組員による)自主検査結果及び提出資料の検査を行います。
- .7 上記 § 4.1.1に適合しない移動式海洋機器(MOUs)は遠隔検査が求められます。
 - (a) リモート旗国検査を要する移動式海洋機器(MOUs)はその旨を弊局が通知します。以下の書類を準備して下さい:
 - (i) MSD 252MOU, 安全検査報告書;

MSA No. 05-21J

- (ii) MSD 252MOUSUPP, 乗組員による安全検査確認報告書**附録、及び**
 - (iii) **MSD 252MOUIG 検査官指針(*マーク付きのもの)に示された重要事項の適合確認書**
- (b) MOUIに係る書類、MOU備品の保守、及び乗組員の非常時の対応についての追加質問に対する回答、更に写真、ログブック記載事項のコピー、保守記録、或いはその他必要な情報がMOUマスター、海洋機器監理者或いは指名された責任者に求められます。

4.2 特別検査(SI)

- .1 年次検査(ASI)間隔が短縮されている船舶で特別検査の期限を迎える場合は上記 § 4.1.2による遠隔旗国検査を行なう事が出来ます。 遠隔旗国特別検査の範囲は弊局が概要を決定します。

4.3 品質管理乗船検査(QCBs)

- .1 船主及び運航者の為に、弊局は品質管理の為の乗船検査を続けますが、基本的には先に示した検査項目を遠隔検査で行うことも出来ます；
- .2 この(遠隔検査)プログラムで大事なことは弊局フリート運航部、船主、運航者、本船乗組員間の対話及び、沿岸国、或いはポートステートコントロールから要求があった場合、本船の故障事項等の正しい報告です。 透明性のある運航及び情報はこのCOVID-19禍における環境下で遠隔検査をうまく運用するのに欠かせません。

4.4 適合書証

- .1 遠隔検査の為、弊局の要求(立会検査に同等)に適合している証拠となる書類は以下の通りですが、場合によっては他の書類を追加する場合があります：
 - (a) 油記録簿(ORB)過去30日間の記録；
 - (b) 最近の救命設備及び消火装置の予防保全記録簿；
 - (c) 最近の乗組員給与支払い・休息時間の記録；
 - (d) 最近の外部・内部監査による不適合(NCs)；
 - (e) 最後の閉囲区画立ち入り日(公式ログ記録)；
 - (f) 最後の火災・退船訓練日(公式ログ記録)；
 - (g) 最後の着水訓練を含む救助艇、救命艇試験日－救命艇・救助艇のエンジンスタートは最初の一
回で、前後移動に問題なく、操舵は左右最大角で問題無し、を確認(公式ログ記録)；
 - (h) 船長がSMSをチェックした日付け (最近)

MSA No. 05-21J

- .2 デジタル画像・ビデオについては以下の通り:
 - (a) 救助艇及び救命艇(艇体、窓、ワイヤーロープ);
 - (b) 2本の消火ホースからの放水及び非常用消火ポンプの圧力ゲージ;
 - (c) 非常用発電機及び予備エンジン運転;
 - (d) 操舵機、及び;
 - (e) 固定式消火機器、CO₂格納室、泡又は水霧システム

- .3 乗船検査に替えて弊局検査官はDPA, 船長、可能であれば機関長と、本船が港に停泊中に電話又は事前に決めた連絡方法で話をし、本船乗組員による検査結果及び提出された資料を審査します。

5.0 暫定的手法

- 5.1 関係者の皆様は弊局要求である船舶の安全検査を行うに当たり、本検査手法が暫定的な代替検査方法であり、他の弊局要求には適用されない事をご理解ください。TAIP運用の最終決定は、個々の状況により弊局が行います。

- 5.2 この世界的感染症拡大の中で海運を維持する為に、本船、船主・運航者、弊局、弊局認定団体(船級協会)、及び寄港・沿岸国が連絡を密に一丸となって乗組員と本船の安全、保安及び海洋環境保護を行って行かなければなりません。

- 5.3 本書に関するご質問は弊局 inspections@register-iri.com までお問い合わせください。

- 5.4 本書のyachtsに関するご質問は弊局 yacht-inspections@register-iri.com までお問い合わせください。

- 5.5 本書のMOUsに関するご質問は弊局 inspections-offshore@register-iri.com までお問い合わせください。

MSA No. 05-21J